

雇用継続助成金の助成期間を再延長します

国の雇用調整助成金の新型コロナウイルス特例措置が「令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までを含む判定基礎期間内の休業」に延長されるのに伴い、**津別町も国と同様に助成期間を再延長**いたします。

該当となる事業者様は、内容を確認の上、申請をお願いいたします。

対 象

雇用調整助成金（新型コロナウイルス特例措置）の支給決定を受けた町内事業者で、下記のいずれにも該当する者。

- ・町内に事業所を有すること（**町内事業所に勤務する従業員分に限る**）
- ・町税に滞納がないこと
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までを含む判定基礎期間内**に全部または一部を休業したこと
- ・津別町暴力団排除条例に定める暴力団に関係していないこと

令和3年3月現在、緊急事態宣言は令和3年3月21日までの予定ですので、**令和3年4月30日までを含む判定基礎期間内の休業が対象**になります。

内 容

従業員の雇用の維持と**労働力の確保**を目的に下記を給付します。

- 雇用継続助成金** 1事業者あたり **上限350万円**
雇用調整助成金の支給決定額の基となる「月間休業延日数」に700円を乗じた額
- 雇用調整助成金の申請書類作成依頼費** 1事業者あたり **上限 20万円**
雇用調整助成金の申請書類作成を社会保険労務士へ依頼した場合の報償費の一部（顧問料は除く）

申請方法

申請期限：**令和3年7月31日(予定)**

申請書類：津別町新型コロナウイルス対策雇用継続助成金給付申請書
(町のホームページからダウンロードをお願いします)

雇用調整助成金支給決定書の写し

雇用調整助成金の支給申請書の写し、助成額算定書の写し

社会保険労務士報償費の額が分かる領収書の写し

給付方法：申請書受理後、内容を確認し、指定口座へ振込みます。